

令和5年度

松島町各種会計予算

松 島 町

目 次

松 島 町 一 般 会 計 予 算	1
松島町国民健康保険特別会計予算	11
松島町後期高齢者医療特別会計予算	15
松島町介護保険特別会計予算	19
松島町介護サービス事業特別会計予算	23
松島町観瀾亭等特別会計予算	27
松島町松島区外区有財産特別会計予算	31
松島町水道事業会計予算	35
松島町下水道事業会計予算	37

松島町一般会計予算

議案第 号

令和5年度松島町一般会計予算

令和5年度松島町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,498,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 町	税		1,750,720
	1 町 民 税		527,548
	2 固 定 資 産 税		998,135
	3 軽 自 動 車 税		38,215
	4 町 た ば こ 税		82,555
	5 入 湯 税		35,300
	6 都 市 計 画 税		68,967
2 地 方 譲 与 税			54,039
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税		12,500
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税		37,500
	3 地 方 道 路 譲 与 税		1
	4 森 林 環 境 譲 与 税		4,038
3 利 子 割 交 付 金			343
	1 利 子 割 交 付 金		343
4 配 当 割 交 付 金			5,193
	1 配 当 割 交 付 金		5,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			5,961
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,961
6 法 人 事 業 税 交 付 金			27,641
	1 法 人 事 業 税 交 付 金		27,641
7 地 方 消 費 税 交 付 金			317,545
	1 地 方 消 費 税 交 付 金		317,545
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			18,400
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		18,400

9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		5,431
	1 環境性能割交付金	5,431
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		18,758
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	18,758
12 地方特例交付金		13,000
	1 地方特例交付金	13,000
13 地方交付税		2,140,000
	1 地方交付税	2,140,000
14 交通安全対策特別交付金		1,804
	1 交通安全対策特別交付金	1,804
15 分担金及び負担金		8,953
	1 負担金	8,953
16 使用料及び手数料		85,693
	1 使用料	55,140
	2 手数料	30,553
17 国庫支出金		474,396
	1 国庫負担金	383,278
	2 国庫補助金	86,753
	3 委託金	4,365
18 県支出金		377,149
	1 県負担金	224,358
	2 県補助金	120,580
	3 委託金	32,211

款	項	金	額
19 財 産 収 入			4,316
	1 財 産 運 用 収 入		4,314
	2 財 産 売 払 収 入		2
20 寄 附 金			200,001
	1 寄 附 金		200,001
21 繰 入 金			420,008
	1 特 別 会 計 繰 入 金		3
	2 基 金 繰 入 金		420,005
22 繰 越 金			30,000
	1 繰 越 金		30,000
23 諸 収 入			189,648
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等		500
	2 町 預 金 利 子		20
	3 貸 付 金 元 利 収 入		86,759
	4 受 託 事 業 収 入		18,106
	5 雑 入		84,263
24 町 債			349,000
	1 町 債		349,000
歳 入	合 計		6,498,000

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		115,757
	1 議 会 費	115,757
2 総 務 費		1,086,120
	1 総 務 管 理 費	877,834
	2 徴 税 費	119,872
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	51,159
	4 選 挙 費	30,312
	5 統 計 調 査 費	5,053
	6 監 査 委 員 費	1,890
3 民 生 費		2,248,878
	1 社 会 福 祉 費	1,612,396
	2 児 童 福 祉 費	636,472
	3 災 害 救 助 費	10
4 衛 生 費		493,659
	1 保 健 衛 生 費	239,709
	2 清 掃 費	253,950
5 労 働 費		51,493
	1 労 働 諸 費	51,493
6 農 林 水 産 業 費		171,692
	1 農 業 費	97,842
	2 林 業 費	50,755
	3 水 産 業 費	23,095
7 商 工 費		177,884
	1 商 工 費	177,884

款	項	金額
8 土 木 費		735,841
	1 土 木 管 理 費	79,430
	2 道 路 橋 梁 費	95,214
	3 河 川 費	2,919
	4 港 灣 費	53
	5 都 市 計 画 費	547,307
	6 住 宅 費	10,918
9 消 防 費		284,753
	1 消 防 費	284,753
10 教 育 費		583,740
	1 教 育 總 務 費	110,094
	2 小 学 校 費	113,997
	3 中 学 校 費	48,424
	4 社 会 教 育 費	101,461
	5 保 健 体 育 費	138,689
	6 幼 稚 園 費	71,075
11 災 害 復 旧 費		2,500
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	500
12 公 債 費		535,683
	1 公 債 費	535,683
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,498,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中小企業振興融資令和5年度貸付分損失補償	令和5年度から 令和18年度まで	千円 4,200
令和5年度貸付合併処理浄化槽設置等改造資金利子補給金	令和6年度から 令和10年度まで	180
令和5年度貸付合併処理浄化槽設置等改造資金損失補償	令和5年度から 令和10年度まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
通学バスリース	令和6年度から 令和13年度まで	36,960
自動車リース	令和6年度から 令和13年度まで	7,976
庁舎電話機交換機リース	令和6年度から 令和12年度まで	12,674
保健福祉センター他施設管理業務	令和6年度から 令和10年度まで	104,672
統合型GIS更新運用業務	令和6年度から 令和10年度まで	25,015
例規編纂等業務	令和6年度から 令和10年度まで	12,980
行政評価システムリース	令和6年度から 令和10年度まで	8,910
複合機リース	令和6年度から 令和10年度まで	4,598
自動体外式除細動器リース	令和6年度から 令和10年度まで	1,460
可動式教育用コンピュータリース	令和6年度から 令和8年度まで	16,975

事 項	期 間	限 度 額
コンビニ交付システムクラウド保守業務	令和6年度から 令和8年度まで	千円 11,088
ひとりぐらし老人等緊急通報システム管理業務（携帯端末利用型）	令和6年度から 令和8年度まで	3,465
庁舎エレベーター保守点検業務	令和6年度から 令和8年度まで	1,308
庁舎自動ドア保守点検業務	令和6年度から 令和8年度まで	240
保健福祉センター大規模改修工事	令和6年度から 令和7年度まで	297,500
松島町運動公園（温水プール施設）指定管理業務	令和6年度から 令和7年度まで	108,452
通学バス運行業務	令和6年度から 令和7年度まで	15,140
都市計画道路見直し検討業務	令和6年度から 令和7年度まで	12,300
保健福祉センター大規模改修施工監理業務	令和6年度から 令和7年度まで	11,400
保育所食器洗浄機リース	令和6年度から 令和7年度まで	177
基幹系システムリース	令和6年度	24,367
ICT支援員配置業務	令和6年度	8,580
子ども・子育て支援事業計画策定業務	令和6年度	4,400
健康増進計画策定業務	令和6年度	4,000
公会計システムリース	令和6年度	2,000

事 項	期 間	限 度 額
ホームページ用サーバリース	令和6年度	千円 922
議会会議録反訳業務	令和6年度	545
温水プールトレーニングマシンリース	令和6年度	286
保健福祉センターマッサージチェアリース	令和6年度	41
保育所業務用冷凍冷蔵庫リース	令和6年度	22
保健福祉センター電話交換機等設備リース	令和6年度	14
保健福祉センター紙折機リース	令和6年度	13
印刷機リース	令和6年度	12

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備事業	千 10,800	証書借入 又は 証券発行	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。
社会福祉施設整備事業	203,200	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業	42,000	同 上	同 上	同 上
過疎地域持続的 発展特別事業	35,000	同 上	同 上	同 上
漁港整備事業	10,800	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	9,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	3,200	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	35,000	同 上	同 上	同 上
計	349,000			

松島町国民健康保険特別会計予算

議案第 号

令和5年度松島町国民健康保険特別会計予算

令和5年度松島町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,892,532千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		207,980
	1 国民健康保険税	207,980
2 使用料及び手数料		140
	1 手数料	140
3 県支出金		1,433,629
	1 県補助金	1,433,629
4 財産収入		110
	1 財産運用収入	110
5 繰入金		249,269
	1 他会計繰入金	133,558
	2 基金繰入金	115,711
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		404
	1 延滞金、加算金及び過料等	261
	2 雑収入	143
歳入	合計	1,892,532

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		39,971
	1 総務管理費	33,276
	2 徴収費	6,325
	3 運営協議会費	370
2 保険給付費		1,403,506
	1 療養諸費	1,191,525
	2 高額療養費	201,793
	3 移送費	21
	4 出産育児諸費	3,502
	5 葬祭諸費	1,500
	6 傷病手当金	5,165
3 国民健康保険事業費納付金		388,721
	1 医療給付費分	264,955
	2 後期高齢者支援金等分	91,880
	3 介護納付金分	31,886
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		23,309
	1 特定健康診査等事業費	15,116
	2 保健事業費	8,193
6 基金積立金		25,780
	1 基金積立金	25,780
7 諸支出金		1,244
	1 償還金及び還付加算金	1,242

款	項	金額
	2 延 滯 金	1
	3 繰 出 金	1
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	1,892,532

松島町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 号

令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度松島町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		181,660
	1 後期高齢者医療保険料	181,660
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 繰入金		54,450
	1 他会計繰入金	54,450
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		211
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 償還金及び還付加算金	210
歳入	合計	236,342

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			3,612
	1 総務管理費		1,527
	2 徴収費		2,085
2 後期高齢者医療広域連合納付金			232,019
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		232,019
3 諸支出金			211
	1 償還金及び還付加算金		210
	2 繰出金		1
4 予備費			500
	1 予備費		500
歳出	合計		236,342

松島町介護保険特別会計予算

議案第 号

令和5年度松島町介護保険特別会計予算

令和5年度松島町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,089,188千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		395,629
	1 介 護 保 險 料	395,629
2 使 用 料 及 び 手 数 料		30
	1 手 数 料	30
3 国 庫 支 出 金		474,193
	1 国 庫 負 担 金	336,879
	2 国 庫 補 助 金	137,314
4 支 払 基 金 交 付 金		535,249
	1 支 払 基 金 交 付 金	535,249
5 県 支 出 金		306,598
	1 県 負 担 金	293,974
	2 県 補 助 金	12,623
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
6 財 産 収 入		34
	1 財 産 運 用 収 入	34
7 繰 入 金		376,764
	1 他 会 計 繰 入 金	331,503
	2 基 金 繰 入 金	45,261
8 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
9 諸 収 入		591
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	10
	2 町 預 金 利 子	1
	3 雑 入	580
歳 入	合 計	2,089,188

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		50,669
	1 総 務 管 理 費	50,669
2 保 険 給 付 費		1,941,091
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,828,915
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	60,317
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	50,271
	4 介 護 給 付 費 審 査 支 払 手 数 料	1,588
3 地 域 支 援 事 業 費		96,092
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	35,030
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	14,126
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	46,768
	4 そ の 他 諸 費	168
4 基 金 積 立 金		35
	1 基 金 積 立 金	35
5 諸 支 出 金		301
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	300
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	2,089,188

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動車リース	令和6年度から 令和7年度まで	千円 422

松島町介護サービス事業特別会計予算

議案第 号

令和5年度松島町介護サービス事業特別会計予算

令和5年度松島町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,718千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サ - ビ ス 収 入		10,716
	1 予 防 給 付 費 収 入	10,716
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 町 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	10,718

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		10,254
	1 居宅介護支援事業費	10,254
2 諸支出金		464
	1 償還金	1
	2 繰出金	463
歳出	合計	10,718

松島町観瀾亭等特別会計予算

議案第 号

令和5年度松島町観瀾亭等特別会計予算

令和5年度松島町の観瀾亭等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,260千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻 井 公 一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 観瀾亭収入		59,198
	1 事業収入	15,861
	2 繰入金	43,287
	3 財産収入	50
2 福浦橋収入		54,960
	1 事業収入	54,960
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		2
	1 町預金利息	1
	2 雑入	1
歳入	合計	114,260

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観 瀾 亭 費		58,800
	1 事業管理費	58,800
2 福 浦 橋 費		52,805
	1 事業管理費	52,805
3 公 債 費		2,155
	1 公 債 費	2,155
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	114,260

松島町松島区外区有財産特別会計予算

議案第 号

令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計予算

令和5年度松島町の松島区外区有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 高 城 区		4 1 9
	1 財 産 収 入	4
	2 繰 入 金	4 1 4
	3 繰 越 金	1
2 幡 谷 区		1
	1 財 産 収 入	1
歳 入	合 計	4 2 0

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 高 城 区		4 1 9
	1 財 産 費	4 1 9
2 幡 谷 区		1
	1 財 産 費	1
歳 出	合 計	4 2 0

松島町水道事業会計予算

議案第 号

令和5年度松島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度松島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給水戸数 | 5, 703戸 |
| (2) 年間総給水量 | 1, 877, 700 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 5, 130 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業		593, 354千円
第1項 営業	収	561, 718千円
第2項 営業外	収	31, 635千円
第3項 特別	利益	1千円
	支	出
第1款 水道事業	費用	573, 732千円
第1項 営業	費用	558, 643千円
第2項 営業外	費用	10, 088千円
第3項 特別	損失	1千円
第4項 予備	費	5, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額306, 100千円は、減債積立金取崩額21, 051千円、過年度分損益勘定留保資金285, 049千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的	収入	3, 711千円
第3項 負担	金	3, 711千円

支 出	
第1款 資本的支出	309,811千円
第1項 建設改良費	288,760千円
第2項 企業債償還金	21,051千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金・企業会計システム賃貸借	令和6年度から令和7年度まで	7,100千円
自家用電気工作物保守点検業務委託	令和6年度から令和8年度まで	2,309千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 57,041千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、7,676千円と定める。

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻 井 公 一

松島町下水道事業会計予算

議案第 号

令和5年度松島町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度松島町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 接続戸数 | 3, 984戸 |
| (2) 年間有収水量 | 1, 227, 000 m ³ |
| (3) 主要な建設改良事業
イ 下水道事業 | 138, 920千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業	収	入	
			1, 015, 329千円
第1項 営業	収	益	319, 166千円
第2項 営業外	収	益	688, 523千円
第3項 特別	収	益	7, 640千円
第1款 下水道事業	支	出	
			1, 016, 369千円
第1項 営業	費	用	965, 505千円
第2項 営業外	費	用	47, 942千円
第3項 特別	損	失	2, 422千円
第4項 予	備	費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額137, 449千円は、当年度分損益勘定留保資金124, 861千円、当年度利益剰余金処分額8, 434千円、引継金4, 154千円で補てんするものとする)

	収	入	
第1款 資本的収入			363,934千円
第1項 負担金			660千円
第2項 補助金			229,974千円
第4項 企業債			133,300千円
	支	出	
第1款 資本的支出			501,383千円
第1項 建設改良費			138,920千円
第3項 企業債償還金			361,963千円
第6項 予備費			500千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ30,061千円及び125,180千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度貸付水洗化改造資金利子補給金	令和6年度から令和10年度まで	180千円
令和5年度貸付水洗化改造資金損失補償	令和6年度から令和10年度まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
松島浄化センター他自家用電気工作物保守点検業務	令和6年度から令和8年度まで	12,600千円
汚泥脱水ケーキ運搬業務	令和6年度	12,000千円
公営企業会計システムリース	令和6年度から令和7年度まで	4,455千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	48,500千円	普通貸借 又は 証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
資本費平準化債	84,800千円			
合計	133,300千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 34,936千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、184,974千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち、8,434千円は、次のとおり処分するものとする。

- (1) 当年度資本的収支不足額 8,434千円

令和5年3月1日提出

松島町長 櫻井公一

